

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第2・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
平成26年度日本留学フェア(台湾・高雄・台北)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年7月2日	傑士達文化事業有限公司 台北市大安区忠孝東路四段297 号12楼	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日台双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	19,199,684	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(国際教育展:中国)の実施に係る展示スペース等の申込み	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年7月5日	Fairlink Services Ltd. Room 1105,Tower B,SOHO New Town, No.88 Jianguo Road, Chaoyang District, Beijing 100022,China	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会が、フェアの運営を“Fairlink Services Ltd.”に業務委託しているため、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	21,333,512	—	—	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会(CEAIE)が運営を委託している事業者であり、他に委託することが許されないため	19	
「Student Guide to Japan 2014～2015」韓国語版及び韓国語簡易版の作成	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年7月10日	KJSTORY Anguk Bldg.,Anguk-dong,Jongno- gu, Seoul	「Student Guide to Japan 2014～2015」韓国語版の作成については、以下の理由により韓国国内で印刷・製本を行っており、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 ・本機構韓国事務所において校正することで、現地事業者への指示を適切かつ円滑に行うことができること ・韓国語原稿であるため、日本語環境のパソコンで編集した場合、文字化けやレイアウトが崩れる恐れがあること ・作成物は主に韓国国内で使用するため、韓国で印刷することにより、日本から韓国への送料を削減することができること なお、複数の事業者から見積書を徴取することにより、競争性、経済性の確保に努めた。	非公表	3,906,562	—	—	当該印刷物の作成については、以下の理由により韓国国内で印刷・製本を行っているため ・本機構韓国事務所において校正することで、現地事業者への指示を適切かつ円滑に行うことができること ・韓国語原稿であるため、日本語環境のパソコンで編集した場合、文字化けやレイアウトが崩れる恐れがあること ・作成物は主に韓国国内で使用するため、韓国で印刷することにより、日本から韓国への送料を削減することができること	19	
平成26年度日本留学フェア(韓国・釜山)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年7月23日	株式会社BEXCO 釜山広域市海雲台区 APEC路 55	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	1,034,423	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
平成26年度日本留学フェア(韓国、金山)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年8月8日	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市釜山鎮区東川路116 韓信VAN O/T 1501-2号	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	10,610,317	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(韓国、ソウル)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年8月8日	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区江南大路 381 Doosan Bearstel 701号	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	12,802,743	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
データセンター更改に伴うインターネットサーバ群の移設作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年8月15日	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1 大崎フ ロントタワー	本件作業の対象であるインターネットシステムサーバは、日立キャピタル株式会社所有のリース物件であり、同社より指定される者以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,179,360	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
平成26(2014)年度日本留学フェア(国際教育展:マレーシア)の実施に係る展示スペース及びブース設営の申込み	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年8月18日	Sphere Exhibits Malaysia Sdn Bhd No. 10B, Jalan Desa Jaya Taman Desa 58100 Kuala Lumpur, Malaysia	本フェアの主催者であるSphere Exhibits Malaysia Sdn Bhdが運営を行っており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	10,350,371	—	—	本フェアの主催者であるSphere Exhibits Malaysia Sdn Bhdが運営を行っており、他に委託することが許されないため	19	
平成26年度日本留学フェア(インドネシア、ジャカルタ・スラバヤ)の備品手配、人員手配に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年8月19日	インドネシア元日本留学生協会 (PERSADA) JL.Radin Inten II, Kampus UNSADA Pondok Kelapa, Jakarta 13450 Indonesia	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日本及びインドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,428,900	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
情報提供用パソコン等一式 再リース分保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年9月1日	ユニアデックス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	作業の対象である情報提供用パソコンは、リコーリース株式会社との契約により、再リースされるものであり、当該物件を所有する同社より指定される者以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,192,320	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
平成26年度日本留学フェア(ベトナム・ハノイ)の認可申請等、広報、人員手配及び印刷物作成等に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年9月24日	ベトナム元日本留学生協会(JAV) 105A QUAN THANH, HANOI, VIETNAM	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日越双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	4,110,000	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(国際教育展:中国)の実施に係る展示ブース設営の申し込	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年9月24日	Beijing Pico Exhibition Services Co., Ltd. Pico Centre, 8 Li Shui Qiao Bei, Chaoyang District, Beijing 102218, China	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会(China Education Association for International Exchange(略称:CEAIE))が指定する事業者であり、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,655,072	—	—	本フェアの主催者である中国教育国際交流協会(CEAIE)が指定する事業者であり、他に委託することが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの